

令和7年度 第12回 吉見町農業委員会総会議事録

招 集 期 日	令和8年3月26日	開 催 場 所	吉見町役場 庁舎3階 中会議室
開閉の日時及び宣告者	令和8年3月26日	午後 1時30分	開 会 議 長 伊田 由夫
	同 日	午後 2時20分	閉 会
議 長	伊田 由夫		

委員応招並びに出席状況

農業委員			農地利用最適化推進委員			<p>【農業委員】 定員 10名 出席 10名 欠席 0名</p> <p>【農地利用最適化推進委員】 定員 8名 出席 7名 欠席 1名</p>
番号	氏 名	摘 要	番号	氏 名	摘 要	
1	作 山 公 久	出席	推1	千 代 間 功	出席	
2	田 島 克 美	出席	推2	秋 庭 諭	出席	
3	宮 澤 義 和	出席	推3	新 島 公 久	出席	
4	山 下 正 夫	出席	推4	金 子 和 男	出席	
5	大 澤 明 子	出席	推5	大 室 禎 三	出席	
6	伊 田 由 夫	出席	推6	吉 田 和 美	出席	
7	松 本 眞 一	出席	推7	篠 田 邦 広	出席	
8	福 田 實	出席	推8	赤 間 恵 美	欠席	
9	瀬 戸 直 行	出席				
10	小 柳 裕 正	出席				

出頭者			
事務局	事務局長 加藤 忠彦	事務局農地係長 吉田 博一（説明）	事務局 松本 光司（書記）
説明者	推1番 千代間委員	推4番 金子委員	
開会 午後 1時30分	事務局長	開会	
	会長	あいさつ	
	議長	会議規則により伊田会長が議長となり、出席委員9名、欠席委員1名で会議の成立を宣言する。 なお、推進委員は出席委員7名、欠席委員1名。	
議事録署名人の指名	議長	議事録署名人に、5番 大澤委員、7番 松本委員を指名する。	
議案上程	議長	第1号から第3号議案を上程することを諮り異議なく承認され上程する。	
議案朗読説明 午後 1時35分	事務局	<p>1) 第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請の承認について議案を朗読する。 番号1の案件については、経営規模拡大のため農地を取得する申請です。</p> <p>2) 第2号議案、農地法第5条の規定による許可申請の承認について議案を朗読する。 番号1番は、再生可能エネルギー事業に取り組んでいる譲受人が事業用地を探していたところ、当該土地を譲り受けられることになったことから、所有権移転を伴う転用をしたいとする申請です。なお、本案件は、転用面積が6,408㎡であり、この後に開催される埼玉県農業会議の常設審議委員会に意見照会を行う予定となっております。 番号2番は、廃棄物処理業を営む譲受人が資材置場として適地を探していたところ、隣地を譲り受けられることになったので、所有権移転を伴う転用をしたいとする申請です。 番号3番は、借家で生活している借受人が自己用住宅の建築のため適地を探していたところ、申請地を借り受けられることになったため、使用貸借権の設定を伴う転用をしたいとする申請です。 第3号議案、吉見町地域の農業の振興に関する計画（27号計画）の検証についてです。 この計画は、通称27号計画と呼ばれ、令和6年7月の総会で承認いただいています。ほ</p>	

場整備や排水機場の改修工事等を行った場合、事業完了後8年間は、受益地内において、農振農用地からの除外ができないことになっております。しかしながら、本計画に定める「農業の振興を図るために必要なもの」については、例外となるものです。内容としましては、令和元年度より工事を開始した県営事業の南吉見排水機場の改修工事の受益地内において、分家住宅として除外した案件について、定期的な検証をすることとされており、今回、町から農業委員会へ意見を求められております。当該施設（分家住宅）については、農業振興の基盤となる集落形成に寄与するものであり、本計画においても許容するものと定めています。今回の案件については、転用行為は既に済んでおり、完了届を受理しております。また、申請者が居住していることも確認しており、事務局としましては、計画と施設は適正なものであると考えております。

地区委員会付託

午後 1時40分  
再開

議 長 事務局の朗読・説明が終わり、審議を地区委員会へ付託する。

午後 1時45分

議 長 再開を宣言し、地区現地確認の報告を求める。  
第2号議案1番及び2番を西地区が、第1号議案1番、第2号議案3番を東地区が報告願います。

推 4 番 金子委員  
西地区の案件について報告する。  
西地区の担当委員としては問題ないと判断します。

推 1 番 千代間委員  
東地区の案件について報告する。  
東地区の担当委員としては問題ないと判断します。

議 長 報告が終わり、質疑を開始する。

質疑

午後 13時55分

8 番 福田委員  
農業委員会事務局に太陽光発電の農地転用相談は何件あるか。また、地元説明会はやって

<p>採決 午後 2時5分</p>	<p>いるか。また今回の申請では太陽光発電施設に囲まれている住宅に向かっている道路は建築基準法適用外の道路で住宅が再建築不可能だと思うが地元説明会で地権者に説明はあったのか。</p>
	<p>事務局 現在2件太陽光発電の農地転用相談はあります。太陽光発電施設に囲まれる予定の住宅は空き家となっています。しかし、農業委員会事務局から代理人に地権者に同意をとってほしいと依頼しました。今回の住宅は再建築が難しいが建築基準法43条但し書きで再建築をする場合は4メートルのセットバックによって建築可能となります。</p>
	<p>10番 小柳委員 遊休農地を解消するために太陽光発電施設の設置があるようだが、田甲地区でこれだけ多くの太陽光発電施設があると反射熱等で周辺の温度上昇があるのではないかと思うがどのように考えているか。</p>
	<p>事務局 国は太陽光発電施設の在り方について改めるとの報道がありました。今後の何かしらの動きがあるものと考えております。</p>
	<p>議長 質疑が終わり採決を開始する。  第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請の承認について原案のとおり承認することに賛成の者の挙手を求めたところ、挙手全員をもって承認される。  第2号議案、農地法第5条の規定による許可申請の承認について原案のとおり承認することに賛成の者の挙手を求めたところ、挙手全員をもって承認される。  第3号議案、計画と該当施設が適正なものであると承認することに賛成の者の挙手を求めたところ、挙手全員をもって承認される。</p>

次回現地確認の日程  
午後 2時5分

議 長 次回現地確認の日程を確認する。

東地区 推2番 秋庭委員	4月21日 午後 5時00分から 東野ふれあいセンター集合
西地区 4番 山下委員	4月23日 午前 9時00分から 農協旧西吉見支店集合
南地区 推5番 大室委員	4月25日 午前 8時00分から 農協旧南吉見支店集合
北地区 推8番 赤間委員	4月26日 午後 4時00分から 農協旧北吉見支店集合

議題・その他  
午後 2時10分

事務局 その他について、資料に基づき説明する。

議題Ⅰ（農地所有適格法人の事業の状況について）

その他

- 1) 令和8年度最適化活動の目標の設定等について
- 2) 令和9年度県農地利用の最適化施策に対する意見について
- 3) 2026年農業委員会活動記録セットについて

質疑  
午後 2時10分

議 長 その他が終わり、質疑を開始する。

8 番 福田委員


株式会社ベジタブルボーイズカンパニーとアグリグリーン株式会社以外の農地所有適格化法人は経営面積が広がっているように思うが、上記2社は経営面積を広げているように思えない。経営農地を拡大する意思はあるのか。また、株式会社ベジタブルボーイズカンパニーは農地を作付けしていないように見えるがどうなのか。


<p>閉会 午後 2時20分</p>	<p>事務局 議長 2社は伊奈町と久喜市で営農をしております。2社は吉見町で太陽光発電施設の下で営農を行っています。株式会社ベジタブルボーイズカンパニーは福田委員ご指摘のとおり今年度作付けしなかったため、東松山農林振興センターと農業委員会事務局で現地確認し、作付けするように指導しています。その結果2月に作付けを確認しています。今後も作付けをするように東松山農林振興センターと指導していきます。</p> <p>また、アグリグリーン株式会社は太陽光発電施設の下で小麦を作付けしています。報告書が提出されまして、妥当な量の収穫を確認しております。</p> <p>質疑が終わり、次回開催予定 令和8年4月27日（月）午後1時30分開始を確認して閉会する。</p>
------------------------	--

その他特に重要と認める事項

上記会議の顛末の記載は相違ないので、これを証するためここに署名する。

令和8年4月27日

議長 伊田由天 

署名委員 松本真一 

署名委員 大澤明子 